

# 第77期定時株主総会資料 交付書面に記載しない事項

## 【事業報告】

### 企業集団の現況に関する事項

- ・ 主要な営業所及び工場
- ・ 従業員の状況

### 会社の株式に関する事項

- ・ 発行可能株式総数
- ・ 発行済株式の総数
- ・ 株主数
- ・ 大株主の状況(上位10名)
- ・ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

### 会社の新株予約権等に関する事項

- ・ 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

### 会社役員に関する事項

- ・ 責任限定契約の内容の概要
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

### 会計監査人に関する事項

- ・ 会計監査人の名称
- ・ 報酬等の額
- ・ 会計監査人の報酬等の額の同意について
- ・ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

### 会社の体制及び方針

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## 【連結計算書類】

### 連結持分変動計算書

### 連結注記表

## 【計算書類】

### 貸借対照表

### 損益計算書

### 株主資本等変動計算書

### 個別注記表

## 【監査報告書】

### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 監査役会の監査報告書 謄本

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社ワコールホールディングス

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

# 事 業 報 告

〔 2024年4月 1日から  
2025年3月31日まで〕

## 企業集団の現況に関する事項

### ・ 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所及び工場

本社（京都府）

②子会社の主要な事業所及び工場

株ワコール（京都府）、株ピーチ・ジョン（東京都）、株ルシアン（京都府）、  
株ワコールマニュファクチャリングジャパン（長崎県）、株トリーカ（大阪府）、  
WACOAL INTERNATIONAL CORP.（米国）、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.（英国）、  
WACOAL EMEA LTD.（英国）、BRAVISSIMO GROUP LTD.（英国）、BRAVISSIMO LTD.（英国）、  
WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、WACOAL HONG KONG CO., LTD.、和江留投資股份有限公司（台湾）、  
華歌爾（中国）時裝有限公司、A TECH TEXTILE CO., LTD.（タイ）

### ・ 従業員の状況

①企業集団の従業員

報告セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
ワコール事業（国内）	5,109	△771
ワコール事業（海外）	9,932	△244
ピーチ・ジョン事業	383	△19
その他の	700	△250
合 計	16,124	△1,284

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。  
2. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員 324名）は含んでおりません。  
3. ワコール事業（国内）の従業員数が前連結会計年度末に比べ771名減少したのは、主に構造改革の一環として希望退職を実施したことによるものであります。  
4. その他の従業員数が前連結会計年度末に比べ250名減少したのは、主に株七彩の株式の一部譲渡により連結の範囲から除外したことによるものであります。

②当社の従業員

従業員数（名）	前期末比（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
89	△9	44.6	17.0

(注) 従業員数は、就業人員であります。

## 会社の株式に関する事項(2025年3月31日現在)

- ・ 発行可能株式総数 250,000,000株
- ・ 発行済株式の総数 55,500,000株(自己株式3,840,910株を含む)
 

(注) 会社法第178条の規定に基づき、2024年5月24日付で自己株式5,500,000株を消却いたしました。  
これにより、自己株式を含めた発行済株式の総数は前期末（2024年3月31日）より5,500,000株減少しております。
- ・ 株主数 14,903名
- ・ 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,594	10.83
明治安田生命保険相互会社	3,050	5.90
株式会社三菱UFJ銀行	2,704	5.24
株式会社京都銀行	2,352	4.55
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,737	3.36
日本生命保険相互会社	1,569	3.04
株式会社滋賀銀行	1,569	3.04
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,525	2.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,512	2.93
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	1,230	2.38

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式を3,840,910株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ・ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役除く)	10,900株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「第77期定時株主総会資料 交付書面」の事業報告「2. (2) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### ・ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称(発行日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使時の払込金額	権利行使期間	保有状況
第18回新株予約権 (2016年7月29日)	4個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2016年9月2日～ 2036年9月1日	取締役1名(注)2
第20回新株予約権 (2017年7月31日)	2個	普通株式 1,000株	1株当たり1円	2017年9月2日～ 2037年9月1日	取締役1名(注)2
第21回新株予約権 (2018年7月20日)	11個	普通株式 1,100株	1株当たり1円	2018年8月18日～ 2038年8月17日	取締役1名
第22回新株予約権 (2018年7月20日)	9個	普通株式 900株	1株当たり1円	2018年8月18日～ 2038年8月17日	取締役1名(注)2
第23回新株予約権 (2019年6月27日)	16個	普通株式 1,600株	1株当たり1円	2019年7月23日～ 2039年7月22日	取締役1名
第24回新株予約権 (2019年6月27日)	16個	普通株式 1,600株	1株当たり1円	2019年7月23日～ 2039年7月22日	取締役1名(注)2
第25回新株予約権 (2020年6月26日)	19個	普通株式 1,900株	1株当たり1円	2020年7月18日～ 2040年7月17日	取締役1名
第26回新株予約権 (2020年6月26日)	20個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2020年7月18日～ 2040年7月17日	取締役1名(注)2

(注) 1. 社外取締役及び監査役は、新株予約権を保有しておりません。  
 2. 取締役保有分は、新株予約権発行時に子会社取締役の地位にあった時に付与されたものであります。  
 3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株(2017年9月1日以前に付与した新株予約権については、500株)であります。  
 4. 2017年10月1日付で行った普通株式2株を1株とする株式併合により、「目的となる株式の種類と数」は調整されております。

## 会社役員に関する事項

### ・責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員全員（取締役・監査役）、㈱ワコールを含む国内連結子会社役員全員、海外子会社・関連会社の日本人出向役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟の損害を填補することとしております。なお免責額の定めを設けており、当該免責額の損害までは填補の対象としないこととしております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等に起因してなされた損害賠償請求による損害等については、填補の対象外としております。

## 会計監査人に関する事項

### ・会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### ・報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	132百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	144百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。  
2. 当社の重要な子会社のうちWACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.、WACOAL EMEA LTD.、BRAVISSIMO LTD.、華歌爾（中国）時装有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### ・会計監査人の報酬等の額の同意について

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から前事業年度の監査計画上の時間と実績時間との比較や過年度の監査報酬の推移等の必要な資料を入手し、説明を受けた上で、会計監査人の前事業年度における監査の内容及び当事業年度の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認しました。その結果、当事業年度の報酬が会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかという観点から妥当であると判断したため、会社法第399条第1項により会計監査人の報酬に同意しております。

### ・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。

また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該決定に基づいて取締役会は当該議案を株主総会に提出します。

## 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況(2025年3月期)

#### ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社、及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」という。）の取締役・使用人が法令、及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制

定している。

#### 運用状況

2022年6月にはワコールグループの経営理念の枠組みを見直したほか、事業を取り巻く環境変化を受けて「企業倫理・ワコールの行動指針」を2024年4月に第7版に改訂するなど、国内外の子会社における当該指針の浸透に努めております。2025年3月期は当該指針の内容に焦点を当てた階層別の集合教育、e-ラーニングを実施したほか、グループコンプライアンス通信（こんぶらかわら版）の定期配信を継続するなどの啓発活動を進めました。

- ② コンプライアンス体制を整備し、また、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発や、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、代表取締役社長執行役員を統括責任者とし、グループ管理統括担当の代表取締役副社長執行役員を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置している。

#### 運用状況

コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するために、コンプライアンス部会を企業倫理・リスク管理委員会の傘下に設置しております。当該部会は四半期ごとに開催し、コンプライアンスの啓発手法や内部通報事案の態様についての検討等を実施しております。2025年3月期は、当該部会を6, 9, 12, 3月の計4回開催いたしました。また、当該部会では、2025年3月期から毎年2月を企業倫理強化月間と制定し、「企業倫理・ワコールの行動指針」の浸透を目的に、インターネットによる周知機会の拡大やe-ラーニングの実施を進め、意識啓発を行いました。

- ③ ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告できる体制を整えている。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン：法務・コンプライアンス部及び外部法律事務所が窓口）を含み、報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定する。重要な問題については企業倫理・リスク管理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告する。

#### 運用状況

内部通報の内容と対応状況は、すべてコンプライアンス部会と企業倫理・リスク管理委員会に報告され、四半期毎に取締役会、監査役会へも報告されております。

内部通報制度の周知について、国内子会社へはグループコンプライアンス通信（こんぶらかわら版）を通じて行っている一方、海外子会社へは当該制度の周知状況をアンケート調査やヒアリングにより確認しております。このほか、当該制度の運用実績について、事業年度末にはインターネット掲示板を介して使用人へも掲出しております。

- ④ 当社では「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めている。また、反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っている。

### ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会の承認を踏まえ「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）を関連資料とともに保存している。

株主総会議事録、取締役会議事録、グループ戦略委員会議事録、グループ経営会議議事録、  
取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書

- ② 前項に定める文書の保管期間、及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるものの、保管期間は少なくとも10年間としている。取締役、及び監査役は常時これらの文書を閲覧できる。

#### 運用状況

「文書管理規程」に定める書類は、当該管理規程に基づき適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。

## ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、代表取締役社長執行役員を統括責任者とし、グループ管理統括担当の代表取締役副社長執行役員を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置している。

### 運用状況

2025年3月期は、当該委員会を4, 6, 9, 12, 3月の計5回開催いたしました。

- ② リスク管理体制の基礎として、企業倫理・リスク管理委員会は取締役会の承認を踏まえて「リスク管理基本規程」を定めている。企業倫理・リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリーごとの責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築している。

### 運用状況

企業倫理・リスク管理委員会では「リスク管理基本規程」に基づき、当該委員会が定めるそれぞれのリスク管理組織から抽出されたリスクを、「ビジネスリスク評価シート」を用いて発生可能性と影響度の観点からスコアリング評価を実施しております。ワコールグループの経営に重大な影響が想定されると評価したリスク項目については、当該委員会が特定しリスク管理統括責任者の承認を経て「グループ重要リスク」として管理されております。

- ③ 企業倫理・リスク管理委員会はワコールグループのリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告を行う。

### 運用状況

当該委員会ではリスクを軽減化する取り組みを進め、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期ごと、及び必要に応じて臨時に取締役会へ報告しております。2025年3月期は、4, 6, 9, 12, 3月の計5回実施いたしました。

- ④ ワコールグループを取り巻くサステナビリティを巡る課題に対し、当社の基本的な方針を策定するため、代表取締役社長執行役員を統括責任者、且つ委員長（兼務）とするサステナビリティ委員会を設置している。

- ⑤ サステナビリティ委員会は、定期的に取締役会と同日に開催し、気候変動・地球環境問題、人権の尊重をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対する基本的な方針を踏まえて、具体的な取り組み施策の立案、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行う。

### 運用状況

2023年3月期から、新しくサステナビリティ委員会を設置し、事業を通じた「社会課題の解決」と「企業成長」の両立を実現する取り組みを加速させております。2025年3月期は当該委員会を5, 8, 9, 2, 3月の計5回開催し、サステナビリティを巡る課題に対する具体的な取り組みのモニタリング、評価を行いました。

- ⑥ 取締役会はサステナビリティ委員会の取り組みが、持続的な成長に資するよう、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行を監督する。

## ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営戦略に照らした知識、経験、専門能力などの、取締役が有すべきスキルバランスが満たされる一方、ジェンダーや国際性、職歴、年齢などを踏まえて、多様な取締役で構成する。
- ② 独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者を含むものとし、また、取締役の意思決定の妥当性を高めるために、取締役のうち1／3以上は独立社外取締役とする。

### 運用状況

取締役8名のうち5名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っております。

- ③ 取締役会は法令や定款に定める重要な事項の意思決定の他、中長期的な経営戦略や社会的課題の検討を踏まえて、

取締役・使用人が共有するワコールグループの横断的な経営計画を決定し、これに連動した部門ごとの中期、及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、実行の進捗を監督する。

- ④ 取締役会で定めた中長期的な経営方針のもと、グループの経営戦略に関する事項や重要な経営課題に関する事項の検討はグループ経営会議で行う。このほか取締役会は、ワコールグループの経営理念、経営方針、中長期の経営戦略、及び中核と位置づける中期的な事業戦略や経営資源の配分をはじめとする、重要な取締役会決議事項、主要な経営課題等については、代表取締役社長執行役員が委員長を務め、独立役員（社外取締役及び社外監査役）全員が出席するグループ戦略委員会へ諮問を行い、多面的で十分な討議を尽くした答申を受ける。一方、同委員会では答申内容の進捗状況をモニタリングし、適時に適切な調整が実行されるよう監督する。

**運用状況**

ワコールグループの中長期的経営戦略を踏まえて、業務執行責任者（社内取締役や執行役員）がグループ経営会議を介し、重要な経営課題に対し十分な審議を尽くしたうえで、その後の取締役会における意思決定につなげております。

また、2024年3月期に引き続きグループ戦略委員会を開催し、中期経営計画（リバイズ）において中核と位置づけている「ビジネスモデル改革」や「成長戦略」、「アセットライト化」等、重要な取締役会決議事項、主要な経営課題等について、多面的に十分な討議を踏まえて取締役会へ答申いたしました。2025年3月期は、当該委員会を4, 5, 6, 7, 8（2回）, 9, 10（2回）, 11（3回）, 12, 1, 2, 3月の計16回開催いたしました。

- ⑤ ワコールグループ各社の業績は、月次単位で把握し取締役会へ報告される。また、四半期業績確認会では四半期ごとの業績、及び施策の実施進捗状況を確認し、必要な改善策を検討する。

**運用状況**

四半期業績確認会を四半期単位で開催し、業績および施策の実施状況を確認し必要な改善策を実施しております。

- ⑥ グループの特定完全子会社では執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築する。

**・当社、及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項、及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行う。
- ② グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行う。

**運用状況**

当社、及び子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づき適正に運営しております。併せて、当該規程においてグループ間取引における公正性の確保を規定し周知しております。

- ③ 監査室は、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてワコールグループの業務監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して上記に関わる指導・助言を行う。

**運用状況**

監査室は、事業年度ごとの監査計画を定め、当社、及び国内外の子会社を対象にした、業務監査及び内部統制監査を実施しております。

- ④ 海外の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制を築くものとする。

**・監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

- ① 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

### 運用状況

監査室は、監査役の求めに応じて適宜その職務の補助を行っております。

なお、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められていないため監査役補助者は任命されておりません。

- ② 監査役補助者については専任とする。監査役補助者の実効性と独立性を確保するために、その任命・評価・人事異動・懲戒等、人事に関する決定には、監査役の同意を必要とする。

### ・ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為、又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ② ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為、又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができる。当該報告をした者は、当該報告をしたこと理由として不利な取り扱いは受けない。
- ③ ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指す。
  - A) グループ戦略委員会、グループ経営会議に付議された事項
  - B) 月次、四半期のグループ経営状況
  - C) 業務監査結果
  - D) 内部通報制度への通報の状況
  - E) 上記の他、重要な事項

### 運用状況

監査役は、主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けております。

また監査役は、監査室による業務監査結果や内部通報制度に通知のあった事案についても適宜報告を受けております。

### ・ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役の過半数は独立社外監査役とし、監査の透明性・中立性を高める。
- ② 監査役は、監査室所属の使用人に対して、その職務に必要な事項を要求することができる。また監査役の職務に必要な費用は会社に請求できる。

### 運用状況

会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しております。

- ③ 監査役は、取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができる。
- ④ 監査役は、監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行う。
- ⑤ 監査役会は、必要と認める時は弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用することができます。

### 運用状況

監査役 5 名の内 3 名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、取締役へのヒアリング、子会社往査などを行っております。また、グループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けております。

監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しております。

# 連 結 計 算 書 類

## 連結持分変動計算書

〔 2024年4月 1日から  
2025年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の 資本の 構成要素	自己株式	合計		
2024年4月1日残高	13,260	20,550	148,494	46,784	△17,259	211,829	3,313	215,142
当期利益			6,989			6,989	△201	6,788
その他の包括損益				△4,588		△4,588	70	△4,518
当期包括利益合計	—	—	6,989	△4,588	—	2,401	△131	2,270
自己株式の取得					△17,008	△17,008		△17,008
自己株式の処分		0			0	0		0
自己株式の消却		△16,011			16,011	—		—
株式報酬取引		△228			288	60		60
配当金			△5,463			△5,463	△107	△5,570
子会社の支配喪失に伴う 変動					—	—	△2	△2
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替			3,559	△3,559	—	—		—
所有者との取引金額合計	—	△16,239	△1,904	△3,559	△709	△22,411	△109	△22,520
2025年3月31日残高	13,260	4,311	153,579	38,637	△17,968	191,819	3,073	194,892

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 51社  
(2) 主要な連結子会社 株ワコール、株ピーチ・ジョン、株ルシアン、株ワコールマニュファクチャリングジャパン、  
株トリーカ、WACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、  
WACOAL EUROPE LTD.、WACOAL EMEA LTD.、BRAVISSIMO GROUP LTD.、BRAVISSIMO LTD.  
WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、WACOAL HONG KONG CO., LTD.、  
和江留投資股份有限公司、華歌爾（中国）時裝有限公司、A TECH TEXTILE CO., LTD.

#### 3. 持分法の適用に関する事項

- (1) 関連会社の数 7社  
(2) 主要な関連会社 株新栄ワコール、台灣華歌爾股份有限公司、THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 金融資産

###### ① 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

###### ② 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

###### (i) 債却原価により測定する金融資産

債却原価により測定する金融資産については、実効金利法による債却原価により測定しております。

###### (ii) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

###### (iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

#### (iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。金融資産について、その全部又は一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値で認識しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

#### (2) 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、製品・商品及び仕掛品については総平均法による低価法で、原材料については先入先出法による低価法で評価しております。また、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

#### (3) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、当該資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ・建物及び構築物            | 2 - 50年（主として38年） |
| ・機械装置及び運搬具、工具器具及び備品 | 2 - 20年（主として5年）  |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### (4) のれん及び無形資産

##### ① のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

##### ② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

当初認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法により償却を行っております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ブランド 15年、20年及び25年（主として25年）
- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関係 12年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産は商標権、絵画等であり、事業が継続する限りは継続的に使用可能であることから耐用年数を確定できないと判断しております。

また、耐用年数が確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

耐用年数が確定できない無形資産については、償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

#### (5) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産の認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。

#### (6) リース

リース契約の借手となる場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は、未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産はリース負債の当初測定の金額に開始日以前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したもの、当初直接コスト、棚卸資産の製造のために生じるものを除く原状回復コストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料はリース期間中に原資産を使用する権利に対する固定リース料、変動リース料等の支払のうち、開始日に支払われていない金額で構成されております。

ただし、リース期間が12カ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

## (7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいざれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

## (8) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

## (9) 従業員給付

当社グループの一部は、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出年金制度の退職後給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

## (10) 顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第16号「リース」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するについて）収益を認識する。

当社グループは製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点で収益を認識しております。収益は、

取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、将来に予測される返品については、過年度の実績等を考慮して予想される返品を見積り、収益から控除しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

WACOAL EUROPE LTD. グループに関するのれん 15,191百万円

のれんの減損テストは、資金生成単位グループの帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その下回る額について減損損失を認識することとなります。回収可能価額は、資金生成単位グループの処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額を使用しております。

回収可能価額の算定にあたっては、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業計画や経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において、当該仮定に基づきWACOAL EUROPE LTD. グループに関するのれんを評価した結果、減損損失は計上しておりません。

### (連結財政状態計算書に関する注記)

#### 1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の資産	365百万円
その他の金融資産	212百万円

#### 2. 資産に係る減価償却累計額（償却累計額）及び減損損失累計額

有形固定資産	65,746百万円
使用権資産	12,134百万円
投資不動産	1,672百万円

### (連結損益計算書に関する注記)

#### 1. 固定資産売却益

当社グループは、中期経営計画（リバイズ）で開示した「アセットライト化の推進」の一つとして、保有不動産を売却したことなどにより、固定資産売却益9,439百万円を「その他の収益」に計上しております。

#### 2. 構造改革費用

当社及び一部の連結子会社において、資産の減損、在庫評価損など一連の構造改革費用3,596百万円を「その他の費用」に計上しております。

### (連結持分変動計算書に関する注記)

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 55,500,000株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	2,753	50.00	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	2,709	50.00	2024年9月30日	2024年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,583	50.00	2025年3月31日	2025年6月6日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 168,200株

## （金融商品に関する注記）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、親会社所有者帰属持分当期利益率であり、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

#### (2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的であります。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

#### (4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

#### (5) 市場リスク管理

##### ① 為替リスク管理

当社グループは、国際的な事業活動に係わる外貨建資産及び負債が外国為替レートの市場変動リスクに晒されており、このリスクを管理するためにデリバティブを利用してあります。デリバティブはすべて社内方針及び管理規程に基づいて管理されており、投機的な目的で保有されているデリバティブではありません。当社グループの保有するデリバティブの契約先は、いずれも国際的に信用度の高い金融機関であるため、その信用リスクはほとんどないものと判断しております。

##### ② 金利リスク管理

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することにともない発生する利息を支払っていますが、現状においても金利支払が当社グループに与える影響は小さく、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、金利感応度分析は行っておりません。

### ③ 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、市場性のある株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループでは、これらの市場性のある株式について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、これらの株式はすべてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、株価変動に対する純損益への影響はありません。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

### (1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、短期借入金)

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
(株式)

上場株式は、市場価格を用いて測定しております。非上場株式は、財務指標等をインプットとして使用した類似企業比較法又はその他の適切な評価方法を用いて評価しております。

(デリバティブ)

デリバティブは、取引金融機関から提示された公正価値を使用しております。

(長期借入金)

当社グループの長期借入金の公正価値は、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用し、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。これらの公正価値はレベル2に基づいて測定しております。

### (2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、連結財政状態計算書において公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産		
社債	138	134
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金（1年内返済予定含む）	8,655	8,670

### (3) 公正価値で測定する金融商品

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：測定日現在において入手可能な活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格

レベル2：レベル1に含まれる公表価格以外で、直接的又は間接的に観察可能なインプットに基づいて算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。当連結会計年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	21	—	21
株式	—	—	2,039	2,039
投資信託	263	—	—	263
その他	—	—	140	140
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	34,860	—	851	35,711
その他	—	—	31	31
合計	35,123	21	3,061	38,205
金融負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	11	—	11
合計	—	11	—	11

#### レベル3に分類された金融商品の調整表

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	株式	その他
期首残高	2,853	31
利得及び損失合計		
純損益（注）	151	△10
その他の包括利益	△304	—
購入	—	75
売却	△2	—
その他	192	75
期末残高	2,890	171
純損益に含まれる期末保有の資産及び負債の未実現損益（注）	151	△10

(注) 純損益に認識した利得及び損失は、連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含めております。

#### (投資不動産に関する注記)

##### 1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、京都府その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。

##### 2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
1,634	2,101

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 収益の分解

主たる製品による収益の分解は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	合計
インナーウェア	
ファンデーション・ランジェリー	141,634
ナイトウェア	6,401
リトルインナー	613
小計	148,648
アウターウェア・スポーツウェア等	14,369
レッグニット	1,471
その他の繊維製品及び関連製品	5,587
その他	3,821
合計	173,896

### 2. 契約負債

当連結会計年度における顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債	1,246

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、1,011百万円であります。

契約負債のうち、主なものはポイントに係るものであります。

当社の一部の子会社は、販売促進を目的としてポイント制度を導入しており、商品の購入時等に顧客にポイントを付与しております。顧客に付与されたポイントは履行義務として識別され、ポイントの使用時に履行義務が充足されます。今後2年間にわたり、使用又は期限切れにより充足される見込みです。期末日時点で未使用的ポイントは契約負債として計上され、その金額は過年度の使用実績等を考慮して見積もっております。また、契約負債は「その他の流動負債」に含めて処理しております。

### 3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	3,713円17銭
基本的1株当たり当期利益	129円65銭
希薄化後1株当たり当期利益	129円16銭

## (企業結合に関する注記)

### 1. 企業結合の概要及び行った主な理由

当社は、英国の当社連結子会社であるWACOAL EUROPE LTD.を通じて、女性用インナーウェア、水着の企画開発及び直営店や自社ECでの販売を行うBRAVISSIMO GROUP LTD.の全株式を8,644百万円で取得し、100%子会社化いたしました。当該買収により、従来から強みとしている大きいカップサイズマーケットにおいてドミナントポジションを確立できるだけでなく、両社の優れた特性を組み合わせることで、商品のデザイン・企画開発、生産や物流の各段階で競争優位性を高めます。また卸売、小売の両販売チャネルを活かすことで消費者との接点を拡大し、海外事業の主要市場である英国及び欧米での成長につなげていきます。

なお、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値の測定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的な金額で評価しております。この結果、のれん3,178百万円、ブランド1,907百万円、

顧客関係148百万円を認識しており、連結財政状態計算書において、のれんと無形資産に分類しております。ブランドについては15年、顧客関係については12年の見積耐用年数にわたって償却を行うこととしております。

2. 取得日

2024年9月26日

3. 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

**(重要な後発事象に関する注記)**

自己株式の取得

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実ならびに資本効率の向上のため。

2. 取得に係る事項の内容

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式                |
| (2) 取得する株式の総数 | 5,800,000株（上限）        |
| (3) 株式取得価額の総額 | 28,500百万円（上限）         |
| (4) 取得期間      | 2025年5月19日～2026年3月24日 |

自己株式の消却

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式     |
| (2) 消却する株式の総数 | 3,000,000株 |
| (3) 消却予定日     | 2025年5月23日 |

**計算書類**  
**貸借対照表**

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>流動資産</b>	<b>4,781</b>	<b>流動負債</b>	<b>28,212</b>
現金及び預金	2,951	支 払 手 形	534
関係会社短期貸付金	6,795	短 期 借 入 金	5,000
その他の	83	関係会社短期借入金	18,599
貸倒引当金	△5,049	1年内返済予定の長期借入金	300
<b>固定資産</b>	<b>137,597</b>	<b>未 払 金</b>	<b>909</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>34,287</b>	<b>未 払 費 用</b>	<b>13</b>
建物	17,728	未 払 法 人 税 等	2,735
構築物	245	賞 与 引 当 金	60
機械装置	28	そ の 他	61
工具、器具及び備品	1,288	<b>固定負債</b>	<b>2,562</b>
土地	14,983	長 期 借 入 金	2,553
建設仮勘定	13	そ の 他	9
<b>無形固定資産</b>	<b>232</b>	<b>負債合計</b>	<b>30,775</b>
借地権	228	<b>純資産の部</b>	
その他の	3	<b>株主資本</b>	<b>111,234</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>103,077</b>	<b>資本金</b>	<b>13,260</b>
投資有価証券	233	<b>資本剰余金</b>	<b>4,638</b>
関係会社株式	99,588	そ の 他 資本剰余金	4,638
関係会社長期貸付金	2,853	<b>利益剰余金</b>	<b>111,304</b>
繰延税金資産	33	利 益 準 備 金	3,315
その他の	367	そ の 他 利益剰余金	107,989
		固定資産圧縮積立金	4,305
		別途積立金	80,000
		繰越利益剰余金	23,683
		<b>自己株式</b>	<b>△17,968</b>
		評価・換算差額等	1
		そ の 他 有価証券評価差額金	1
		<b>新株予約権</b>	<b>367</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>111,602</b>
<b>資産合計</b>	<b>142,378</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>142,378</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月 1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金額
営業収益	
賃貸収入	4,076
配当金収入	9,243
その他	372
	<b>13,693</b>
営業費用	
賃貸原価	1,871
	<b>11,821</b>
営業総利益	<b>2,647</b>
販売費及び一般管理費	
営業利益	<b>9,174</b>
営業外収益	
受取利息	120
補助金収入	50
その他	27
	<b>197</b>
営業外費用	
支払利息	141
関係会社貸倒引当金繰入額	193
支払手数料	78
その他	39
	<b>452</b>
経常利益	<b>8,919</b>
特別利益	
固定資産売却益	9,022
関係会社株式売却益	1,300
	<b>10,323</b>
特別損失	
固定資産除売却損	56
減損損失	338
関係会社株式評価損	1,636
	<b>2,031</b>
税引前当期純利益	<b>17,211</b>
法人税等	
法人税、住民税及び事業税	2,642
法人税等調整額	△1,133
	<b>1,509</b>
当期純利益	<b>15,702</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2024年4月 1日から )  
2025年3月31日まで )

(単位:百万円)

資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計		
	資本 剩余金	利益剩余金			その他利益剩余金						
		その他 資本 剩余金	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剩余金					
2024年4月1日 期首残高	13,260	20,728	3,315	4,536	80,000	13,212	△17,258	117,794			
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩				△231		231		—			
剰余金の配当							△5,462	△5,462			
当期純利益							15,702	15,702			
自己株式の取得								△17,008	△17,008		
自己株式の処分		0						0	0		
自己株式の消却		△16,011						16,011	—		
譲渡制限付株式報酬		20						39	60		
新株予約権の行使		△99						247	148		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	△16,090	—	△231	—	—	10,470	△709	△6,560		
2025年3月31日 期末残高	13,260	4,638	3,315	4,305	80,000	23,683	△17,968	111,234			

	評価・換算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金		
2024年4月1日 期首残高	—	515	118,310
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△5,462
当期純利益			15,702
自己株式の取得			△17,008
自己株式の処分			0
自己株式の消却			—
譲渡制限付株式報酬			60
新株予約権の行使		△148	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1		1
事業年度中の変動額合計	1	△148	△6,707
2025年3月31日 期末残高	1	367	111,602

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは期末決算日の市場価格等に基づく時価法、また市場価格のない株式等は移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

#### 2. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置	17年
工具、器具及び備品（一部の絵画除く）	3～15年

##### (2) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息及び配当収益並びに企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益等を除き、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するについて）収益を認識する

当社は、主に㈱ワコールに経営指導業務を提供し営業収益（その他）に計上しております。当履行義務は時の経過につれて充足されると判断しており、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。当社は、通常、履行義務を充足した時点で、顧客に対して取引価格を請求し、その後短期間で回収をしております。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

WACOAL EUROPE LTD. 株式 17,405百万円

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、損失として処理することになります。実質価額は、超過収益力を反映した価額で算定しており、その見積りにあたっては、期待現在価値法を使用し事業計画に基づく将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などを考慮しております。

当該見積りは、金利や税率を含む将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、金利や税率が上昇した場合、また、事業環境の変化や将来の業績見通しが悪化した場合、翌事業年度の計算書類において、減損損失計上が必要となる可能性があります。

当事業年度において、当該仮定に基づき関係会社株式を評価した結果、減損損失は計上しておりません。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	35,143百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	6,807百万円
長期金銭債権	2,853百万円
短期金銭債務	18,601百万円
3. 保証債務	
他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。	
WACOAL EUROPE LTD.	3,876百万円
他の会社の電子記録債権に係る債務に対し、保証を行っております。	
株ルシアン	17百万円

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業収益	13,633百万円
その他の営業取引高	52百万円
営業取引以外の取引高	149百万円
2. 固定資産売却益の主なものは、中期経営計画（リバイズ）で開示した「アセットライト化の推進」の一つとして、保有不動産を売却したことによるものであります。	
3. 関係会社株式売却益は、子会社であった株七彩の株式の一部を売却したことによるものであります。	
4. 関係会社株式評価損は、当社が保有する株ルシアン及びワコール流通株の株式を減損したことによるものであります。	

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末における自己株式の数	
普通株式	3,840,910株

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

関係会社株式評価損	3,311百万円
賞与引当金	18百万円
減価償却超過額及び減損損失	363百万円
貸倒引当金	1,591百万円
その他	1,416百万円
繰延税金資産小計	6,701百万円
評価性引当額	△4,716百万円
繰延税金資産合計	1,984百万円

##### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	1,947百万円
その他	3百万円
繰延税金負債合計	1,950百万円
繰延税金資産の純額	33百万円

### (関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ワコール	所有 直接100	株式の保有 役員の兼任 経営指導 動産・不動産賃貸	資金の返済 (注1)	9,167	関係会社短期借入金	15,728
				利息の支払 (注1)	27	—	—
				配当の受取	8,900	—	—
				動産・不動産賃貸 (注2)	2,966	—	—
				経営指導料 (注3)	372	—	—
子会社	(株)ピーチ・ジョン	所有 直接100	株式の保有 役員の兼任	資金の返済 (注1)	314	関係会社短期借入金	1,582
				利息の支払 (注1)	3	—	—
子会社	WACOAL EUROPE LTD.	所有 直接100	株式の保有 役員の兼任 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 (注4)	2,853	関係会社長期貸付金	2,853
				利息の受取 (注4)	85	—	—
				債務の保証 (注5)	3,876	—	—
				保証料の受入れ (注5)	1	—	—
子会社	(株)ウンナナ クール	所有 間接100	資金の貸付	資金の貸付 (注4)	75	関係会社短期貸付金	3,188
				利息の受取 (注4)	10	—	—
子会社	(株)A i	所有 間接100	役員の兼任 資金の貸付	資金の返済 (注4)	34	関係会社短期貸付金	2,755
				利息の受取 (注4)	12	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入・利息の支払については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 價格その他の取引条件は、市場実態を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. 経営指導料については、毎期交渉の上、決定しております。
4. 資金の貸付・利息の受取については、市場金利を勘案して決定しております。
5. 子会社の借入債務について、債務保証を行っております。なお、年率0.1%の保証料を受領しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
7. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計5,049百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計193百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,153円26銭
1株当たり当期純利益	291円29銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	289円82銭

## (重要な後発事象に関する注記)

### 自己株式の取得

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実ならびに資本効率の向上のため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式                |
| (2) 取得する株式の総数 | 5,800,000株（上限）        |
| (3) 株式取得価額の総額 | 28,500百万円（上限）         |
| (4) 取得期間      | 2025年5月19日～2026年3月24日 |

### 自己株式の消却

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式     |
| (2) 消却する株式の総数 | 3,000,000株 |
| (3) 消却予定日     | 2025年5月23日 |

# 監査報告 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社ワコールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
京都事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 知美

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社ワコールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 京都事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 知美

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社ワコールホールディングス 監査役会

常勤監査役 北川真一印  
常勤監査役 岡本克弘印  
監査役 浜本光浩印  
監査役 鈴木人司印  
監査役 田中素子印

(注) 監査役浜本光浩、鈴木人司及び田中素子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。